

八尾市いじめ防止対策ポリシー

令和7年4月1日

八尾市長

◇八尾市市長部局の行う「いじめ」（八尾市いじめから子どもを守る条例第2条第1号）対応の理念と実践方法（以下「八尾方式」という。）を下記の通りとする。

記

【“八尾方式”の目標】

加害－被害の二者対立構造で捉えきれない「いじめ」（加害児童生徒への指導と被害児童生徒の保護とでは治まらない事案）に対し、こどもの感じている苦痛とその原因を対象として福祉的観点からその解消を図り、もって、こどもの人格の全面的かつ調和のとれた発達に資することをめざす。そのために、学校内で収まりきらない課題を関係機関と協力して把握し、児童生徒の保護者や学校と協力して解消する。

目標を達成するための柱となる方策は以下の3つである。

1. こども・いじめ何でも相談課（以下「相談課」という。）専門職員による相談対応
2. 教育委員会、学校との連携
3. 各市長部局等との連携による背景課題の改善

1. 相談課内専門職職員（以下「やおっこ相談チーム」という。）による相談対応

(1) 学校・教育委員会から独立した市長部局（相談課）がこどもと保護者の声を直接聞く

ア すべての相談者及び関係する児童生徒の孤立防止と相談課職員の相談者への寄添いを最優先とするために、学校の教職員から独立した“やおっこ相談チーム”が秘密を守ることを約束して相談者から直接に相談を受け、かつ、いじめ事実の有無の確認に係る調査や事実認定は原則として学校・教育委員会に委ねる。

イ 自己の意見や悩みを“やおっこ相談チーム”に直接伝える手段をこどもに持たせ、こども本人の意見を尊重した福祉的支援を可能とする。

ウ 八尾市立小中学校及び義務教育学校の全児童生徒に貸与している GIGA スクール端末内にいじめ報告・相談アプリを導入し、“やおっこ相談チーム”所属の心理士資格保有職員がこどもからの相談に初期対応する。（私立学校等に在籍し市貸与端末を持たないこども（八尾市民・八尾市内私立学校に在籍するこども）も当該アプリの使用が可能となる措置をとる。）

エ やおっこ手紙相談用紙の配布（各学校、市内図書館、市有設備内に備え置く）、及び、相談専用メールアドレス並びに、相談専用電話の設置を行い、その広報に努める。

(2) 八尾市立学校に限定しないいじめ対応

八尾市いじめから子どもを守る条例（以下「条例」という。）においては、いじめ

防止対策基本法で規定されている学校（学校教育法第 1 条）に加え、学校教育法第 124 条に規定する専修学校及び同第 134 条第 1 項に規定する各種学校並びに児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設を“学校”として規定し、対応を義務付けている。八尾市は、八尾市内に在住もしくは八尾市内の学校に通学するすべてのこどもを「いじめ」の苦痛から保護することをめざす。

(3) 学校教職員や学童保育職員等からの相談にも対応

八尾市いじめから子どもを守る条例は、相談対象の“市民”を「八尾市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体」と規定(条例第 2 条第 6 号)しており、“やおっこ相談チーム”は、八尾市内の学校に勤務する教職員や、学童保育職員等からの相談にも対応する。いじめの事実を確認するための調査や事実認定からは距離をとることで、教職員等とこどもとの間に生じ得る“利益相反”を回避する。

(4) こども家庭センター（八尾市こども総合支援センター）内で対応

こどもに関する相談を八尾市こども総合支援センター内で一括してインテークし、相談内容に応じて事案の対応を各専門チームに振り分けることで、相談者を適切な担当者に繋ぐことを容易とし、相談者自身が相談先部署の適正に配慮することを不要とする。

2. 学校、教育委員会との連携

(1) 学校、教育委員会との連携方法

ア 学校・教育委員会との話し合い

“やおっこ相談チーム”は、相談者の承諾がある場合に、相談者の代弁者として、いじめ事案の解決のために学校や教育委員会との話し合いを行う。相談課がこども本人の視点に立って、学校・教育委員会と当事者との情報共有の仲介を行うことで、適正な事実確認及びこどもの保護指導に繋げる。

学校や教育委員会との話し合いに関する相談者の承諾が得られない場合には、相談者の求める支援の実現に努めるとともに、必要に応じて継続的に学校や教育委員会との話し合いの有用性を相談者に説明し説得に努める。

イ 事実の調査・認定には直接にはかかわらない

“やおっこ相談チーム”相談員と関係児童生徒との継続的な信頼関係の構築に向け、関係児童生徒および保護者の認識に反する事実の認定主体となることを避けるために、関係児童生徒や教職員への直接的な事実確認（調査）及び指導は学校長及び校内対策委員会に委ねることを基本とする。八尾市立学校以外の学校に在籍する児童生徒に関しても同様である。

日常的な関係児童生徒の様子を把握できない市職員が事実認定や適切な指導法の選定、事案解消の判断を迅速に行うことは困難であり、児童生徒の意に反する認定や指導は彼らとの信頼関係を損なうことに繋がる。加害－被害が容易に入れ替わるいじめ事例も多く、関係児童生徒及び保護者の全員が納得する事実認定を行うには、時間をかけて信頼関係を構築する必要がある、関係児童生徒の通う学校の教職員が外部専

門職の支援を受けて対応することが好ましい。

(2) いじめの事実の有無の確認結果報告の共有

各市立学校で学期毎に行っている「いじめの事実の有無の確認結果報告（いじめ防止対策推進法第 16 条第 1 項）」から個人を特定しうる情報を削除したものの提供を教育委員会から受けて分析することで、いじめの見逃しを抑制するとともに、こどもと日常的に接することのない市長部局に寄せられるこどもたちからの相談への回答精度を向上させる。

また、児童生徒を対象とした「心身の苦痛に関するアンケート」をやおっこ相談チームが主体となって随時実施し、こどもたちが感じている心身の苦痛の早期発見に繋げることをめざす。

3. 各部局等との連携による背景課題の改善

(1) 発達支援、育児支援等と連続した相談対応

八尾市こども総合支援センター内に相談課を設置し、いじめに関する相談員をやおっこ相談チーム所属の専門職市職員とする。福祉関係部門で普段から家庭や学校と連携をとる市職員が勤務するセンター内でこどもや保護者からの相談対応を行うことで、事案の背景事情のアセスメントを容易にし、事案や関係者の特性に応じた対応を可能とする。

(2) いじめ事象の背景課題の改善と意識の向上

ア やおっこ相談チームは、地域共生推進課やこども健康課等のこどもや保護者の福祉を担う各市長部局や各種外部機関と連携し、こどもの感じる苦痛の原因となる様々な福祉的課題の総合的な解消を図る。

「一部の家庭と学校とは懇切丁寧にいじめを教える学校である」（【いじめの政治学】中井久夫著）ⁱとの分析もあるように、他者へ苦痛を与えることへの抑制が効かないこどもは、十分な共感性や規範意識を育まれる機会に恵まれない環境下で生育している恐れがある。児童相談所、法務少年支援センター等の外部機関とも連携して保護者を支援し、こどもの特性に応じた養育環境の提供を図ることで、児童生徒への直接的な指導や教育が中心となる学校や教育委員会とは異なった長期的な視点に立ったいじめ防止対策を推進する。

イ 「故意に他者を苦しめない」という人権意識の向上のための活動を様々な市民団体、民間非営利団体、児童相談所、人権擁護委員等と協力して行い、もって、各家庭や地域社会でのいじめ防止意識の向上を図る。

以上

ⁱ 中井久夫、いじめの政治学、みすず書房